

「『苦情解決支援とあっせんに関する規則』に関する細則」の一部改正について

平成 22 年 10 月 8 日  
( 下 線 部 変 更 )

新	旧
<p><b>「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」に関する細則</b></p> <p>(目 的)</p> <p><b>第 1 条</b> この細則は、「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」(以下「業務規程」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(利用登録の申請)</p> <p><b>第 2 条</b> 業務規程第 5 条第 2 項の規定により利用登録をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した別表 1 の様式の利用登録申請書をセンターに提出しなければならない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) 業務規程第 4 条第 1 項第 1 号に規定する協定事業者であるときは、その旨</p> <p><b>2</b> 前項の利用登録申請書には、次に掲げる書類(センターが別に定めるものを除く。)を添付しなければならない。</p> <p>(1) 金融商品取引法(以下「金商法」という。)第 29 条の 2 第 1 項若しくは第 33 条の 3 第 1 項に規定する登録申請書又は金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「業府令」という。)第 22 条第 1 項に規定する変更登録申請書若しくは業府令第 51 条第 1 項に規定する届</p>	<p><b>「苦情解決支援とあっせんに関する規則」に関する細則</b></p> <p>(目 的)</p> <p><b>第 1 条</b> この細則は、この細則は、「苦情解決支援とあっせんに関する規則」(以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(利用登録の申請)</p> <p><b>第 2 条</b> 規則第 5 条第 2 項の規定により利用登録をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した別表 1 の様式の利用登録申請書をセンターに提出しなければならない。</p> <p>(1) 商号、名称又は氏名</p> <p>(2) 法人であるときは、資本金の額又は出資の額</p> <p>(3) 法人であるときは、役員の氏名又は名称</p> <p>(4) 主たる営業所又は事務所の名称及び所在地</p> <p>(5) 苦情対応の連絡窓口</p> <p>(6) 規則第 4 条第 1 項第 1 号に規定する協定事業者であるときは、その旨</p> <p><b>2</b> 前項の利用登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 金融商品取引法(以下「金商法」という。)第 29 条の 2 第 1 項若しくは第 33 条の 3 第 1 項に規定する登録申請書又は金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「業府令」という。)第 22 条第 1 項に規定する変更登録申請書若しくは業府令第 51 条第 1 項に規定する届出</p>

新	旧
<p>出書の写し及びこれらの添付書類の写し</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) <u>業務規程</u>第5条第4項各号に該当することの有無及び該当する場合にはその内容を記載した書面</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>イ (現行どおり)</p> <p>ロ (現行どおり)</p> <p>(6) (現行どおり)</p>	<p>書の写し及びこれらの添付書類の写し(<u>センターが別に定めるものを除く。)</u></p> <p>(2) 前号の登録又は変更登録を証する書面の写し</p> <p>(3) 営業保証金に係る保管証書又は業府令第27条第1項に規定する契約書の写し</p> <p>(4) <u>規則</u>第5条第4項各号に該当することの有無及び該当する場合にはその内容を記載した書面</p> <p>(5) 申請者が、次の区分に応じ、それぞれに掲げる規定のいずれにも該当しないことを確認した書面</p> <p>イ 第2種金融商品取引業を営む者 業府令第13条第1号から第4号まで</p> <p>ロ 登録金融機関 業府令第49条第1号から第4号まで</p> <p>(6) 金商法第79条の7第1項の認定を受けた認定投資者保護団体の同法第79条の11第1項に規定する認定業務の対象となることについて同意したものであることを証する書面</p>
<p>3 <u>業務規程</u>第4条第1項第2号に規定する特定事業者は、第1項各号に掲げる事項若しくはその行う第2種金融商品取引業又はこれに相当する業務の内容に変更があったとき、又は業府令第27条第2項に規定する営業保証金に代わる契約の変更若しくは解除があったときは、遅滞なく、センターに届け出なければならない。</p>	<p>3 <u>規則</u>第4条第1項第2号に規定する特定事業者は、第1項各号に掲げる事項若しくはその行う第2種金融商品取引業又はこれに相当する業務の内容に変更があったとき、又は業府令第27条第2項に規定する営業保証金に代わる契約の変更若しくは解除があったときは、遅滞なく、センターに届け出なければならない。</p>
<p>(利用登録解除通知書の様式)</p> <p><b>第3条</b> <u>業務規程</u>第5条第5項の規定により利用登録の解除をしようとする者は、別表2の様式の利用登録解除通知書を提出しなければならない。</p>	<p>(利用登録解除通知書の様式)</p> <p><b>第3条</b> <u>規則</u>第5条第5項の規定により利用登録の解除をしようとする者は、別表2の様式の利用登録解除通知書を提出しなければならない。</p>

新	旧
(手続実施基本契約の申込み等)	
<p><u>第3条の2</u> 業務規程第5条の2第2項の規定により手続実施基本契約の申込みをしようとする第1種金融商品取引業者は、別表2の2に定めるところにより手続実施基本契約申込書をセンターに提出しなければならない。</p> <p>2 加入第1種金融商品取引業者は、加入している金融商品取引業協会又は営んでいる第1種金融商品取引業の種類に変更が生じたときは、その内容をセンターに届け出なければならない。</p> <p>3 業務規程第5条第9項及び第5条の2第5項に規定する書面の様式は、別表2の3のとおりとする。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>
(特定事業者の基本負担金の額)	
<p>第4条 業務規程第6条第2項に規定する特定事業者の基本負担金の額は、年10万円とする。</p> <p style="text-align: center;">( 削 る )</p> <p>2 センターは、前項の基本負担金の額については、特定事業者の数及び特定事業者に係るあっせん申立て件数等を勘案して、必要と認める場合には、見直しをするものとする。</p>	<p>(特定事業者の費用負担)</p> <p>第4条 規則第6条第2項に規定する特定事業者の負担は、年間利用基本料として年10万円、及び、あっせんの期日の費用として、1回2万円(規則第4条第1項第1号に規定する協定事業者である場合には1回1万円)とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項の特定事業者に対するあっせんの申立てが1事業年度において5件以上となるときは、5件目以降のあっせんの申立てに係るあっせんの期日の費用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 5－9件まで 1回5万円</p> <p>(2) 10件目以降 1回10万円(あっせんが東京、大阪以外の場所で開催される場合には1回15万円)</p> <p>3 センターは、特定事業者に係る前2項に規定する年間利用基本料及びあっせんの期日の費用の額については、特定事業者の数及び特定事業者に係るあっせんの申立て件数等を勘案して、</p>

新	旧
<p>(あっせんの申立書及び顧客が同意したことを証する書面の様式)</p> <p><b>第5条</b> <u>業務規程</u>第26条第1項に規定するあっせんの申立書(以下「あっせん申立書」という。)の様式は、別表3のとおりとする。</p> <p><b>2</b> <u>業務規程</u>第26条第4項に規定する顧客が同意したことを証する書面(以下「あっせん申立同意書」という。)の様式は、別表4のとおりとする。</p> <p><b>3</b> <u>業務規程</u>第26条第6項に規定する顧客が同意を撤回する書面(以下「あっせん申立同意の撤回届出書」という。)の様式は、別表5のとおりとする。</p> <p>(忌避申立書の様式)</p> <p><b>第6条</b> <u>業務規程</u>第33条第2項に規定する申立書(以下「忌避申立書」という。)の様式は、別表6のとおりとする。</p> <p>(答弁書の様式)</p> <p><b>第7条</b> <u>業務規程</u>第35条第1項に規定する答弁書の様式は、別表7のとおりとする。</p> <p>(あっせんの開催場所)</p> <p><b>第8条</b> (現行どおり)</p> <p><b>2</b> 前項の規定にかかわらず、顧客の利便性等により、センターが適当と認める場合は、あっせんの開催場所を他の都道府県庁所在地<u>その他</u>の場所とすることができる。</p>	<p>必要と認める場合には、見直しをするものとする。</p> <p>(あっせんの申立書及び顧客が同意したことを証する書面の様式)</p> <p><b>第5条</b> <u>規則</u>第26条第1項に規定するあっせんの申立書(以下「あっせん申立書」という。)の様式は、別表3のとおりとする。</p> <p><b>2</b> <u>規則</u>第26条第4項に規定する顧客が同意したことを証する書面(以下「あっせん申立同意書」という。)の様式は、別表4のとおりとする。</p> <p><b>3</b> <u>規則</u>第26条第6項に規定する顧客が同意を撤回する書面(以下「あっせん申立同意の撤回届出書」という。)の様式は、別表5のとおりとする。</p> <p>(忌避申立書の様式)</p> <p><b>第6条</b> <u>規則</u>第33条第2項に規定する申立書(以下「忌避申立書」という。)の様式は、別表6のとおりとする。</p> <p>(答弁書の様式)</p> <p><b>第7条</b> <u>規則</u>第35条第1項に規定する答弁書の様式は、別表7のとおりとする。</p> <p>(あっせんの開催場所)</p> <p><b>第8条</b> あっせん手続の開催場所は、顧客の住所又は所在地のある都道府県庁所在地(北海道においては、札幌、旭川、函館又は釧路。以下同じ。)とする。</p> <p><b>2</b> 前項の規定にかかわらず、顧客の利便性等により、センターが適当と認める場合は、あっせんの開催場所を他の都道府県庁所在地とすることができる。</p>

新	旧
<p>(あっせん申立取下書及び顧客が同意した書面の様式)</p> <p><b>第9条</b> <u>業務規程第39条第1項に規定するあっせん申立取下書の様式は、別表8のとおりとする。</u></p> <p><b>2</b> <u>業務規程第39条第3項に規定する顧客があっせんの申立てを取り下げること</u>に同意した書面(以下「あっせん申立取下同意書」という。)の様式は、別表9のとおりとする。</p>	<p>(あっせん申立取下書及び顧客が同意した書面の様式)</p> <p><b>第9条</b> <u>規則第39条第1項に規定するあっせん申立取下書の様式は、別表8のとおりとする。</u></p> <p><b>2</b> <u>規則第39条第3項に規定する顧客があっせんの申立てを取り下げること</u>に同意した書面(以下「あっせん申立取下同意書」という。)の様式は、別表9のとおりとする。</p>
<p>(訴訟に関する報告書の様式)</p> <p><b>第10条</b> <u>業務規程第53条第1項に規定する報告書の様式は別表10の1のとおりとする。</u></p> <p><b>2</b> <u>業務規程第53条第2項に規定する報告書の様式は別表10の2のとおりとする。</u></p> <p><b>3</b> <u>業務規程第53条第3項に規定する報告書の様式は別表10の3のとおりとする。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>
<p><b>付 則</b></p> <p>センターが別に定める日から施行する。ただし、施行日前に行われた苦情の申出及びあっせんの申立てについては、なお従前の例による。</p>	

新	旧
<p>別表 1</p> <p>第 2 種金融商品取引業に係る紛争等解決事業に関する利用登録申請書</p> <p>(現行どおり)</p> <p>下記記載の事業者 (申請者の商号、氏名又は名称を記載) は、「苦情解決支援とあっせんに関する<u>業務規程</u>」第 5 条第 2 項に定めるところにより、貴法人が実施する紛争等解決事業の利用登録を申し込みます。</p> <p>当社(又は私)は、貴法人の紛争等解決事業の利用に際しては、貴法人が定める上記<u>業務規程</u>及び同<u>業務規程</u>に関する細則その他の定めを遵守のうえ、利用し、これらの定めによる義務を誠実に履行します</p> <p>1～5 (現行どおり)</p> <p>6 上記<u>業務規程</u>第 4 条第 1 項第 1 号に規定する協定事業者である旨 (申請者が協定事業者であるとき)</p>	<p>別表 1</p> <p>第 2 種金融商品取引業に係る紛争等解決事業に関する利用登録申請書</p> <p>(省略)</p> <p>下記記載の事業者 (申請者の商号、氏名又は名称を記載) は、「苦情解決支援とあっせんに関する<u>規則</u>」第 5 条第 2 項に定めるところにより、貴法人が実施する紛争等解決事業の利用登録を申し込みます。</p> <p>当社(又は私)は、貴法人の紛争等解決事業の利用に際しては、貴法人が定める上記<u>規則</u>及び同<u>規則</u>に関する細則その他の定めを遵守のうえ、利用し、これらの定めによる義務を誠実に履行します。</p> <p>1～5 (省略)</p> <p>6 上記<u>規則</u>第 4 条第 1 項第 1 号に規定する協定事業者である旨 (申請者が協定事業者であるとき)</p>
<p>別表 2</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第 2 種金融商品取引業に係る紛争等解決事業に関する利用登録解除通知書</p> <p>(現行どおり)</p> <p>「苦情解決支援とあっせんに関する<u>業務規程</u>」第 5 条第 5 項に定めるところにより、貴法人が実施する紛争等解決事業の利用登録の解除を通知します。</p>	<p>別表 2</p> <p>(省略)</p> <p>第 2 種金融商品取引業に係る紛争等解決事業に関する利用登録解除通知書</p> <p>(省略)</p> <p>「苦情解決支援とあっせんに関する<u>規則</u>」第 5 条第 5 項に定めるところにより、貴法人が実施する紛争等解決事業の利用登録の解除を通知します。</p>

新	旧
<p>なお、下記2の紛争等解決事業の利用の終了の日以前に<u>申出</u>又は申立てのあった苦情の<u>申出</u>又はあつせんの申立てに係る事案に関しては、従前どおり、貴法人が定める上記<u>業務規程</u>及び同<u>業務規程</u>に関する細則その他の定めを遵守するとともに、これらの定めによる義務を誠実に履行します。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>別表2の2</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>特定第1種金融商品取引業務に係る紛争等解決手続実施基本契約申込書</u></p> <p>特定非営利活動法人 <u>証券・金融商品あつせん相談センター</u> 御中</p> <p style="text-align: center;"><u>申請者の商号、名称又は氏名</u> 印  <u>代表者</u> 印  <u>住所</u>    (事務連絡担当者)  <u>担当者</u>  <u>電話</u>  <u>F A X</u>  <u>E-mail</u></p> <p><u>下記記載の事業者</u> (<u>申請者の商号、名称又は氏名を記載</u>) は、「<u>苦情解決支援とあつせんに関する業務規程</u>」第5条の2第2項に定めるところにより、貴法人との間において、<u>特定第1種金融商品取引業務に係る紛争等解決手続実施基本契約の締結を申し込みます。</u></p>	<p>なお、下記2の紛争等解決事業の利用の終了の日以前に<u>申し出</u>又は申立てのあった苦情の<u>申し出</u>又はあつせんの申立てに係る事案に関しては、従前どおり、貴法人が定める上記<u>規則</u>及び同<u>規則</u>に関する細則その他の定めを遵守するとともに、これらの定めによる義務を誠実に履行します。</p> <p>(省略)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>当社(又は私)は、貴法人の特定第1種金融商品取引業務に係る紛争等解決手続の利用に際しては、貴法人が定める上記業務規程及び同業務規程に関する細則その他の定めを遵守のうえ、利用し、これらの定めによる義務を誠実に履行します。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. <u>申請者の商号、名称又は氏名</u></p> <p>2. <u>代表者の氏名</u></p> <p>3. <u>主たる営業所又は事務所の名称及び所在地</u></p> <p>4. <u>金融商品取引業者としての登録番号</u></p> <p>5. <u>加入している金融商品取引業協会がある場合には、その名称</u></p> <p>6. <u>第1種金融商品取引業の種類</u></p> <p>(1) <u>日本証券業協会の定款第3条第8号に規定する有価証券の売買その他の取引等の実施の有無 (有り・無し)</u></p> <p>(2) <u>社団法人金融先物取引業協会の定款第4条第1項第1号に規定する金融先物取引業の実施の有無 (有り・無し)</u></p> <p>(注) <u>該当する部分を囲むこと。</u></p>	
<p><u>別表2の3</u></p> <p style="text-align: center;"><u>平成 年 月 日</u></p> <p style="text-align: center;"><u>金融商品取引業登録の失効等届出書</u></p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p>

新	旧
<p>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 御中</p> <p>申請者の商号、名称又は氏名 印</p> <p>法人にあつては、 代表者の氏名 印 住所 電話 F A X E-mail</p> <p>当社（又は私）においては、下記のとおり、金融商品取引業登録が失効又は取り消されましたので、「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」第5条第9項又は第5条の2第5項に定めるところにより、届け出ます。</p> <p>なお、下記2の金融商品取引業登録の失効又は取消しの日以前に申出又は申立てのあった苦情の申出又はあっせんの申立てに係る事案に関しては、従前どおり、貴法人が定める業務規程及び同規程に関する細則その他の定めを遵守するとともに、これらの定めによる義務を誠実に履行します。</p> <p>1 紛争等解決手続実施基本契約を締結し、又は利用登録をしている事業者の商号、名称又は氏名</p> <p>2 金融商品取引業登録の失効又は取消しの別（失効 取消し）（該当する部分を囲むこと。）</p> <p>3 金融商品取引業登録の失効又は取消しの日</p>	

新	旧
<p>別表 3 顧客用  (現行どおり)  あっせん申立書</p> <p>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター <u>御中</u>  (現行どおり)</p>	<p>別表 3 顧客用  (省略)  あっせん申立書</p> <p>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター <u>あっせん委員 殿</u>  (省略)</p>
<p>別表 3 事業者用  (現行どおり)  あっせん申立書</p> <p>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター <u>御中</u>  (現行どおり)</p> <p>(注) 「苦情解決支援とあっせんに関する<u>業務規程</u>」第 26 条第 4 項に規定する同意書(別表 4)を添付すること。</p>	<p>別表 3 事業者用  (省略)  あっせん申立書</p> <p>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター <u>あっせん委員 殿</u>  (省略)</p> <p>(注) 「苦情解決支援とあっせんに関する<u>規則</u>」第 26 条第 4 項に規定する同意書(別表 4)を添付すること。</p>
<p>別表 4  (現行どおり)  あっせん申立同意書</p>	<p>別表 4  (省略)  あっせん申立同意書</p>

新	旧
<p>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター <u>御中</u></p> <p>(現行どおり)</p>	<p>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター <u>あっせん委員 殿</u></p> <p>(省略)</p>
<p>別表 5</p> <p>(現行どおり)</p> <p>あっせん申立同意撤回書</p> <p>(現行どおり)</p>	<p>別表 5</p> <p>(省略)</p> <p>あっせん申立同意撤回書</p> <p>(省略)</p>
<p>別表 6</p> <p>(現行どおり)</p> <p>忌避申立書</p> <p>(現行どおり)</p> <p>下記のとおり、<u>紛争解決委員</u>の忌避を求めたく、「苦情解決支援とあっせんに関する<u>業務規程</u>」第 33 条第 1 項の規定により申し立てます。</p> <p>(現行どおり)</p>	<p>別表 6</p> <p>(省略)</p> <p>忌避申立書</p> <p>(省略)</p> <p>下記のとおり、<u>担当あっせん委員</u>の忌避を求めたく、「苦情解決支援とあっせんに関する<u>規則</u>」第 33 条第 1 項の規定により申し立てます。</p> <p>(省略)</p>
<p>別表 7 事業者用</p> <p>(現行どおり)</p>	<p>別表 7 事業者用</p> <p>(省略)</p>

新	旧
<p data-bbox="454 280 544 309">答弁書</p> <p data-bbox="416 374 580 403">(現行どおり)</p> <p data-bbox="193 519 807 741">平成 年 月 日付をもって 殿 (注) が行った当社を相手方とする紛争のあっせん申立てに対し、「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」第 35 条第 1 項の規定により下記のとおり答弁いたします。</p> <p data-bbox="416 804 580 833">(現行どおり)</p>	<p data-bbox="1093 280 1182 309">答弁書</p> <p data-bbox="1093 374 1177 403">(省略)</p> <p data-bbox="831 519 1445 741">平成 年 月 日付をもって 殿 (注) が行った当社を相手方とする紛争のあっせん申立てに対し、「苦情解決支援とあっせんに関する規則」第 35 条第 1 項の規定により下記のとおり答弁いたします。</p> <p data-bbox="1093 804 1177 833">(省略)</p>
<p data-bbox="188 904 272 934">別表 7</p> <p data-bbox="217 952 304 981">顧客用</p> <p data-bbox="416 1046 580 1075">(現行どおり)</p> <p data-bbox="454 1142 544 1171">答弁書</p> <p data-bbox="416 1236 580 1265">(現行どおり)</p> <p data-bbox="193 1332 807 1554">平成 年 月 日付をもって (注) が行った私又は当社を相手方とする紛争のあっせん申立てに対し、「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」第 35 条第 1 項の規定により下記のとおり答弁いたします。</p> <p data-bbox="416 1572 580 1601">(現行どおり)</p>	<p data-bbox="826 904 911 934">別表 7</p> <p data-bbox="855 952 943 981">顧客用</p> <p data-bbox="1093 1046 1177 1075">(省略)</p> <p data-bbox="1093 1142 1182 1171">答弁書</p> <p data-bbox="1093 1236 1177 1265">(省略)</p> <p data-bbox="831 1332 1445 1554">平成 年 月 日付をもって (注) が行った私又は当社を相手方とする紛争のあっせん申立てに対し、「苦情解決支援とあっせんに関する規則」第 35 条第 1 項の規定により下記のとおり答弁いたします。</p> <p data-bbox="1093 1572 1177 1601">(省略)</p>
<p data-bbox="188 1671 272 1700">別表 8</p> <p data-bbox="217 1718 304 1747">顧客用</p> <p data-bbox="416 1765 580 1794">(現行どおり)</p> <p data-bbox="371 1861 627 1890">あっせん申立取下書</p> <p data-bbox="416 1955 580 1984">(現行どおり)</p>	<p data-bbox="826 1671 911 1700">別表 8</p> <p data-bbox="855 1718 943 1747">顧客用</p> <p data-bbox="1093 1765 1177 1794">(省略)</p> <p data-bbox="1010 1861 1265 1890">あっせん申立取下書</p> <p data-bbox="1093 1955 1177 1984">(省略)</p>

新	旧
<p>別表 8 事業者用 (現行どおり)</p> <p>あっせん申立取下書 (現行どおり)</p> <p>(注1)「苦情解決支援とあっせんに関する<u>業務規程</u>」第 39 条第 3 項に規定する同意書(別表 9)を添付すること。 (現行どおり)</p>	<p>別表 8 事業者用 (省略)</p> <p>あっせん申立取下書 (省略)</p> <p>(注1)「苦情解決支援とあっせんに関する<u>規則</u>」第 39 条第 3 項に規定する同意書(別表 9)を添付すること。 (省略)</p>
<p>別表 9 (現行どおり)</p> <p>あっせん申立取下同意書 (現行どおり)</p>	<p>別表 9 (省略)</p> <p>あっせん申立取下同意書 (省略)</p>
<p>別表 10 の 1</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>訴訟係属に関する報告書</p> <p>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 御中</p> <p style="text-align: right;">事業者名 印 事業者代表者名 印</p> <p>金融商品仲介業者にあつては、その 氏名又は名称並びに代表者の氏名</p> <p>平成 年 月 日付をもって 殿</p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>(注) が行った当社を相手方とする紛争のあつせん申立てに係る請求につきましては、下記のとおり、訴訟に係属しておりますので、「苦情解決支援とあつせんに関する業務規程」第 53 条第 1 項の規定により、報告します。</u></p> <p><u>1 訴訟の当事者</u></p> <p>(1) <u>原告</u></p> <p>(2) <u>被告</u></p> <p><u>2 訴訟提起のあった日</u></p> <p><u>3 訴訟における請求の趣旨及び原因</u> <u>(訴状に記載された請求の趣旨及び原因)</u></p> <p><u>4 訴訟の程度</u></p> <p><u>(注) 空欄にはあつせんの申立てを行った顧客名を記入すること。</u></p>	
<p><u>別表 10 の 2</u></p> <p style="text-align: right;"><u>平成 年 月 日</u></p> <p style="text-align: center;"><u>訴訟提起に関する報告書</u></p> <p><u>特定非営利活動法人</u> <u>証券・金融商品あつせん相談センター 御中</u></p> <p style="text-align: right;"><u>事業者名</u> <u>印</u></p> <p style="text-align: right;"><u>事業者代表者名</u> <u>印</u></p> <p style="text-align: center;"><u>金融商品仲介業者にあつては、その氏名又は名称並びに代表者の氏名</u></p> <p style="text-align: right;"><u>平成 年 月 日付をもって</u> <u>殿</u></p> <p><u>(注) が行った当社を相手方とする紛争のあつせ</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>ん申立てに係る請求につきましては、下記のとおり、訴訟が提起されましたので、「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」第 53 条第 2 項の規定により、報告します。</u></p> <p><u>1. 訴訟の当事者</u></p> <p>(1) <u>原告</u></p> <p>(2) <u>被告</u></p> <p><u>2. 訴訟提起のあった日</u></p> <p><u>3. 訴訟における請求の趣旨及び原因</u> <u>(訴状に記載された請求の趣旨及び原因)</u></p> <p><u>(注) 空欄にはあっせんの申立てを行った顧客名を記入すること。</u></p>	
<p>別表 10 の 3</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>訴訟終了に関する報告書</u></p> <p>特定非営利活動法人 <u>証券・金融商品あっせん相談センター 御中</u></p> <p style="text-align: right;">事業者名 印</p> <p style="text-align: right;">事業者代表者名 印</p> <p style="text-align: center;"><u>金融商品仲介業者にあつては、その氏名又は名称並びに代表者の氏名</u></p> <p>平成 年 月 日付をもって 殿</p> <p><u>(注) が行った当社を相手方とする紛争のあっせん申立てに係る請求に関する下記の訴訟につきましては、平成 年 月 日、下記のとおり、訴訟が係属されなくなりましたので、「苦情解決支</u></p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p>

新	旧
<p><u>援とあっせんに関する業務規程」第 53 条第 3 項の規定により、報告します。</u></p> <p><u>1. 訴訟の当事者</u></p> <p>(1) <u>原告</u></p> <p>(2) <u>被告</u></p> <p><u>2. 訴訟提起のあった日</u></p> <p><u>3. 訴訟における請求の趣旨及び原因</u> (<u>訴状に記載された請求の趣旨及び原因</u>)</p> <p><u>4. 訴訟係属が終了した日及びその理由</u></p> <p>(注) <u>空欄にはあっせんの申立てを行った顧客名を記入すること。</u></p>	
<p>(参考)</p> <p>(細則第 2 条第 2 項第 4 号及び第 5 号に関する確認書面の様式)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(利用登録の申請者である事業者名を記載)は、苦情解決支援とあっせんに関する<u>業務規程</u>第 5 条第 4 項各号のいずれにも該当していないこと及び金融商品取引業者等に関する内閣府令第 13 号第 1 号から第 4 号まで (又は第 49 条第 1 号から第 4 号まで) のいずれにも該当していないことを確認します。</p> <p>(現行どおり)</p>	<p>(参考)</p> <p>(細則第 2 条第 2 項第 4 号及び第 5 号に関する確認書面の様式)</p> <p>(省略)</p> <p>(利用登録の申請者である事業者名を記載)は、苦情解決支援とあっせんに関する<u>規則</u>第 5 条第 4 項各号のいずれにも該当していないこと及び金融商品取引業者等に関する内閣府令第 13 号第 1 号から第 4 号まで (又は第 49 条第 1 号から第 4 号まで) のいずれにも該当していないことを確認します。</p> <p>(省略)</p>

新	旧
<p>(参考)  (細則第2条第2項第6号に係る同意書面の様式)</p> <p>(現行どおり)</p>	<p>(参考)  (細則第2条第2項第6号に係る同意書面の様式)</p> <p>(省略)</p> <p>(利用登録の申請者である事業者名を記載)は、金融商品取引法第79条の7第1項の認定を受けた認定投資者保護団体である貴法人が実施する紛争等解決事業であって同法第79条の11第1項に規定する認定業務であるものの対象となることに同意します。</p>